

昭和五十一年五月十一日提出
質 問 第 八 号

看護料に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和五十一年五月十一日

提出者 山田芳治

衆議院議長 前尾繁三郎殿

看護料に関する質問主意書

本年四月より医療費が改定され、そのうち看護料は看護基準に従って、特二類、特一類、一類、二類と段階的にそれぞれ一、八八〇円、一、四三〇円、八七〇円、五三〇円と定められている。試みに、中小病院に比較的多く採用されている特一類、一類看護の看護料の収支バランスを、五〇床の標準的病棟について見るに、次の表のとおり一病棟当たり、いずれも一〇〇万円前後の赤字となる。

看護基準	看護料収支	必要経費	不足額
特一類	一九三万	二九〇万	九七万
一類	一〇二万	二三〇万	一一八万

(この計算の基礎は別表に示すとおりである)

よつて、次の事項について質問いたしたい。

一 看護は病院医療の根幹をなす重要部門であるが、看護料が何故にこのように低く算定されているのか、その算定の根拠を示されたい。

二 基準看護は、入院患者数対看護婦数の比の二・五名、三名、四名、五名の比に応じて特二類以下各段階の看護基準が定められ、それに応じた看護料が支払われることになるが、患者数に対する看護婦の数に応じて、自らその可能なる業務の範囲が異なるはずである。然るに、各種別の看護基準について、具体的に求められる看護内容が明示されていないが、厚生省はいかなる看護業務の内容を、各種別看護体制に求めているのか、その基準を具体的に示されたい。

右質問する。

別表

一 類 看 護 (患者 4 名に対し看護婦 1 名)

50 床 必要看護婦数 $50 / 4 = 13$ 名

収入 $760 \text{ 円} \times 50 \text{ 床} \times 30 \text{ 日} \times 0.9 = 1,026,000 \text{ 円}$

(病床の回転率を 90 % とみる)

必要経費月額(看護婦 5 名 \times 20 万) + (準看護婦 8 名 \times 15 万) = 2,200,000 円

看護婦給与 125,000 円(基準内給与 + 夜勤手当等)

$125,000 \text{ 円} \times 1.6 = 200,000 \text{ 円}$

(1.6 は期末手当、法定福利費、保育施設、宿舍経費等の補正)

準看護婦給与 $93,750 \text{ 円} \times 1.6 = 150,000 \text{ 円}$

不足額 $2,200,000 \text{ 円} - 1,026,000 \text{ 円} = 1,174,000 \text{ 円}$

特 一 類 看 護 (患者 3 名に対し看護婦 1 名)

50 床 必要看護婦数 $50 / 3 = 17$ 名

収入 $1,430 \text{ 円} \times 50 \text{ 床} \times 30 \text{ 日} \times 0.9 = 1,930,500 \text{ 円}$

必要経費月額(看護婦 7 名 \times 20 万) + (準看護婦 10 名 \times 15 万) = 2,900,000 円

不足額 $2,900,000 \text{ 円} - 1,930,500 \text{ 円} = 969,500 \text{ 円}$